

就実大学・就実大学大学院内部質保証の方針及び実施体制

制定 令和2年8月26日

改正 令和4年1月26日

就実大学、就実大学大学院（以下、本学）は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針及び実施体制を定める。

1. 方針

本学は、「去華就実」の建学の精神に基づき、教育研究水準の向上を図るとともに、「実地有用」の教育目標及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究をはじめとする諸活動の状況について自ら恒常的に点検・評価・改善を行い、その結果を公表する。この自己点検・評価・改善活動は、「全学レベル」「教育プログラムレベル」「授業レベル」において実施する。特に学修成果、教育効果に関する自己点検・評価は、「就実大学アセスメント・ポリシー」に基づき実施する。また、内部質保証に関する組織内の理解を促進し、自己点検・評価の結果を効果的な改善につなげるために定期的にFD・SD活動を行う。

2. 内部質保証推進に係る実施体制

(1) 組織

- ① 恒常的な自己点検・評価・改善活動を中心とした全学における内部質保証の推進に責任を負う組織を、就実大学学則第2条並びに就実大学大学院学則第3条の規定に基づき学長の下に置かれる「自己点検・評価・改善委員会」とする。「自己点検・評価・改善委員会」は、学長を委員長とし、大学全体・各学部・学科・研究科及び各部門の諸活動の状況について、自己点検・評価・改善を実施し、内部質保証を推進する。
- ② 「自己点検・評価・改善委員会」の事務局機能を担うとともに、自己点検・評価・改善活動の方針及び実施計画の原案を策定し、活動の取り組み状況の管理・把握及び調整を行うため、「内部質保証推進室」（以下「推進室」）を置く。
- ③ 自己点検・評価の結果及び改善計画の妥当性を客観的に検証するため、「自己点検・評価・改善委員会」の下に「外部評価委員会」を置き、外部評価を実施する。

(2) 手続き

- ① 学長は、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織である「自己点検・評価・改善委員会」の委員長として、全学の自己点検・評価・改善を統括する。
- ② 「授業レベル」の点検・評価を行い、改善活動を推進するために、各学期終了後に授業担当者が「授業自己点検・評価報告」を行う。
- ③ 「教育プログラムレベル」「全学レベル」の自己点検・評価・改善は、「自己点検・

評価・改善委員会」が示す自己点検・評価・改善活動の実施方針及び実施計画に基づいて実施する。

- ④ 学長は、「推進室」に対し自己点検・評価・改善活動の実施方針及び実施計画の原案策定を指示する。
- ⑤ 「推進室」の作成した原案をもとに、学長は自己点検・評価・改善活動の実施方針及び実施計画を「自己点検・評価・改善委員会」に提案し、「自己点検・評価・改善委員会」は審議を経て承認する。承認された自己点検・評価・改善活動の実施方針及び実施計画に基づき、「自己点検・評価・改善委員会」は、各学部・学科・研究科及び各部門に対して、自己点検・評価・改善報告書の提出を求める。各学部・学科・研究科及び各部門は、毎年度自己点検・評価を行い、所定の報告書を作成し、「自己点検・評価・改善委員会」へ報告する。「自己点検・評価・改善委員会」は、各学部・学科・研究科及び各部門の自己点検・評価結果を取りまとめるとともに、全学的な観点から大学の諸活動の点検・評価を行い、所定の報告書を作成する。
- ⑥ 「自己点検・評価・改善委員会」は、各学部・学科・研究科及び各部門による自己点検・評価の結果及び改善計画、さらに「自己点検・評価・改善委員会」による大学の諸活動についての自己点検・評価の結果及び改善計画を「外部評価委員会」に諮り、その妥当性を客観的に検証する。
- ⑦ 「外部評価委員会」は、各学部・学科・研究科及び各部門による自己点検・評価の結果及び改善計画、さらに「自己点検・評価・改善委員会」による大学の諸活動についての自己点検・評価の結果及び改善計画の検証を行い、改善点がある場合は、学長と「自己点検・評価・改善委員会」に助言を行う。
- ⑧ 学長と「自己点検・評価・改善委員会」は、「外部評価委員会」の助言を受け、必要に応じて各学部・学科・研究科及び各部門の長に改善の指示及び改善計画の修正の指示を行う。
- ⑨ 「自己点検・評価・改善委員会」は、「推進室」に対し、大学における教育研究活動について学生から定期的に意見聴取を行うよう指示する。
- ⑩ 「推進室」は、学生からの意見聴取を行い、その結果をまとめ、「自己点検・評価・改善委員会」に対して報告する。
- ⑪ 「自己点検・評価・改善委員会」は、学生からの定期的な意見聴取の結果報告を受け、必要に応じて各学部・学科・研究科及び各部門の長に改善の指示及び改善計画の修正の指示を行う。
- ⑫ 「自己点検・評価・改善委員会」は、自己点検・評価報告書とそれに基づく改善計画を教授会の意見を聴いて大学教育研究評議会に報告する。
- ⑬ 「自己点検・評価・改善委員会」は、自己点検・評価報告書と改善計画を学内外に公表する。
- ⑭ 各学部・学科・研究科及び各部門の長は、改善計画に基づき改善に努め、必要に応じて改善結果を「自己点検・評価・改善委員会」に報告し、「推進室」が改善計画

とその進捗状況の全体を管理する。「自己点検・評価・改善委員会」は、必要に応じて各学部・学科・研究科及び各部門に対して支援・助言を行うとともに、必要な支援を行うよう「推進室」に指示する。

- ⑮ 学長は必要に応じて FD 委員会に対して自己点検・評価・報告書及び改善計画に基づいて改善に必要な研修等の実施を指示する。
- ⑯ 「自己点検・評価・改善委員会」は、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価し改善を行う。
- ⑰ この方針及び実施体制の改廃は、「自己点検・評価・改善委員会」で審議し、大学教育研究評議会に諮り学長が決定する。